

大和市監査委員告示第13号

令和3年3月26日付け大和市監査委員告示第7号をもって公表した環境農政部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月13日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 青木正始

監査の結果	措置の内容
<p>(みどり公園課) 収入調定に関する事務において、 調定が遅延しているものがあつた。</p>	<p>継続工事については、年度末の時点で次年度分の調定の有無を複数人で確認し、再発防止に努めます。</p>